

2026年4月10日初版制定

TOYOBO
Beyond Horizons

「減プラマーク」ご利用ガイドライン —包装体以外・広告版—

※商標使用許諾契約書—包装体以外・広告版—を締結された場合のみに適用されるものです。
ご使用にあたっては本ガイドラインの内容をご理解、遵守のうえご使用ください

1. 「減プラマーク」とは
2. 「減プラマーク」表示態様
3. 「減プラマーク」表示基準
4. お問い合わせ先

東洋紡株式会社
パッケージング事業総括部

1. 「減プラマーク」とは

TOYOBBO

東洋紡株式会社が展開する環境対応フィルム商品を使用した包装体に対し、使用希望者から申請された内容が、弊社が設定する一定の水準を満たすと試算され、従来比でプラスチック削減が認められる環境に配慮した包装体に記載することが可能なマークです。



2. 「減プラマーク」表示態様

(1) 対象マーク「減プラマーク」

- ✓ 対象マークは以下のものです
- ✓ マークの縦横比率は変更せず、以下の態様で表示してください

※対象マークは日本国における東洋紡株式会社の登録商標であり、国内流通の包装体にご使用可能です
(商標登録6424034号)



(2) 表示色

- ✓ 黒色一色の表示を基本とします
- ✓ 背景の色により、白色をはじめとする他色での表示も可能です
ただし、必ず単一色で表示してください

※背景色との関係上、判断がつかない場合は個別にお問合せください

2. 「減プラマーク」表示態様減

(3) 指定用語、及び二次元コード若しくはURLの付記

- ✓ 弊社にて指定する下記の指定文言を容易に判読できる大きさと記載し、品質誤認を予防してください

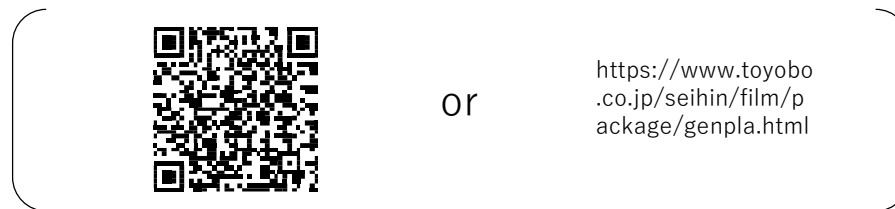
(減プラマークは) 東洋紡(株)基準により、従来品比でプラスチック使用量を削減した包装に表示しております。

※ () 内の表示については任意です

- ✓ 「減プラマーク」表示基準開示のため、指定の二次元コード若しくはURL (減プラマーク表示基準詳細情報掲載サイトのリンク) を表示してください。必ずしも表示の近傍に付記する必要は御座いません



+



(4) 変更・修正の禁止

- ✓ 減プラマーク及び指定文言の変更及び修正はできません

3. 「減プラマーク」表示基準

- 「商標使用許諾契約書ー包装体以外・広告版ー」を締結した上で、使用許諾を得た商品に関わる情報発信について、前項「2. 減プラマーク表示態様」での表示が可能です
- 「減プラマーク」は日本国における東洋紡株式会社の登録商標であり、表示された情報発信ができるのは日本国内に限ります
- 使用許諾を得た商品に関わりのない情報発信に対しては「減プラマーク」の表示はできません
- 「減プラマーク」表示基準開示のため、表示基準詳細情報サイトにリンクした二次元コード、若しくはURLを表示してください。双方表示いただいても構いません

「減プラマーク」表示基準詳細情報サイト

URL <https://www.toyobo.co.jp/seihin/film/package/genpla.html>



4. お問い合わせ先

TOYOBO

【お電話でのお問い合わせ】

西日本パッケージング営業部
06 - 6348 - 3761

【メールでのお問い合わせ】

減プラマーク事務局
Genpla_Mark@toyobo.jp

弊社営業担当者へもお問い合わせいただけます

TOYOBO
Beyond Horizons

© TOYOBO CO., LTD. All rights reserved.